

国土建第474号  
令和2年2月27日

監理技術者講習登録講習機関 各位

国土交通省土地・建設産業局建設業課長  
( 公 印 省 略 )

### 監理技術者講習における新型コロナウイルス感染症への対応について

今般、新型コロナウイルス感染症対策本部において「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」（令和2年2月25日決定）が決定され、「イベント等の開催について、現時点で全国一律の自粛要請を行うものではないが、専門家会議からの見解も踏まえ、地域や企業に対して、イベント等を主催する際には、感染拡大防止の観点から、感染の広がり、会場の状況等を踏まえ、開催の必要性を改めて検討するよう要請する」こと等の方針が示されております。

本基本方針の内容を踏まえ、少なくとも令和2年3月末までに実施予定の建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第4項に規定する監理技術者講習については、講習の実施がやむを得ないと考えられる特別な事情が存する場合を除き、それ以降に延期又は下記に示す自宅学習の方法により実施されるようお願いいたします。なお、建設業法第26条第4項の規定により選任されている監理技術者は、当該選任の期間中のいずれの日においてもその日の前5年以内に行われた同項の登録を受けた講習を受講していなければならない（建設業法施行規則第17条14）こととされていることを踏まえ、5年を超過する者が生じることのないよう適切に実施されるようお願いいたします。

なお、本措置については感染の状況等を踏まえ変更する可能性があることを申し添えます。

### 記

1. 以下の方法により、自宅学習による講習を実施する。
  - (1) 講習は、教材を用いた自宅学習及び試験により行うものとする。
  - (2) 登録講習実施機関は、受講者本人に対し、教本等必要な教材、試験用紙、学習報告書の様式を送付するものとする。
  - (3) 講習を修了した受講者は、登録講習実施機関に対し、解答済みの試験用紙及び学習報告書を送付するものとする。
  - (4) 学習報告書は、使用教材、学習日時、受講者の署名を記載するものとする。
  - (5) 登録講習実施機関は、受講者から送付された解答済みの試験用紙及び学習報告書

- を確認し、建設業法施行規則様式第 25 号の 3 によるラベルを送付するものとする。
- (6) 登録講習実施機関は、講義の内容に関する受講者の質問に対し、質問用紙を 2. と併せて送付し、5. のラベルと併せて回答を送付するなど、適切に応答できる体制を確保するものとする。

以上